

森林適正管理支援事業

愛媛県からの委託により各市町が森林経営管理法に基づき実施する「新たな森林管理システム」について技術的支援等を実施しました。

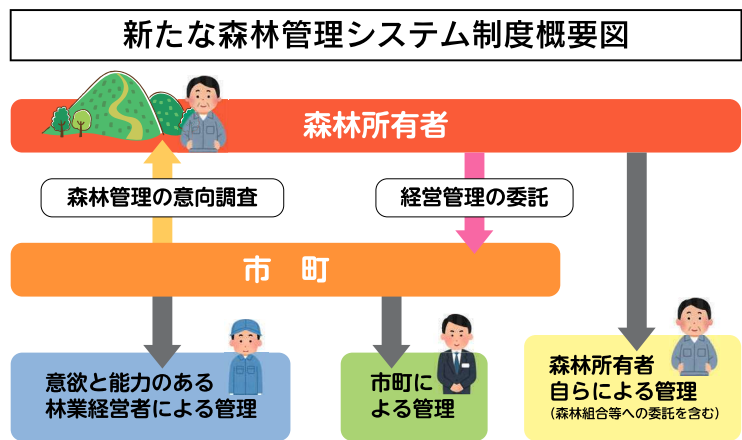
事業内容

森林所有者自らが管理できない森林を、市町が所有者から委託を受け管理する「新たな森林管理システム」が令和元年度からスタートしました。各市町におけるこの新たな制度の取組を支援するため、(公財)愛媛の森林基金内に「愛媛県森林管理支援センター」を設置し、愛媛県からの委託を受けて技術指導等を行うことにより、森林の健全化と災害に強い森林づくりを推進しています。

○森林管理支援センター運營業務

愛媛県より委託を受けて、市町等に対し新たな森林管理システム運用に関する、森林・林業分野における技術的指導を実施すること、また森林整備の担い手の確保に関する業務を行います。

技術的支援については、主に制度の周知や運用手法についての指導及び研修会の実施、市町事務の代行を行う地域連携推進組織の組織化の推進、システム運用に関するマニュアルの作成等を行います。



新たな森林管理システムを推進する「愛媛県森林管理支援センター」の設置

- 愛媛県では、新たな森林管理システムの円滑な運用のため、「愛媛県森林管理支援センター」と連携し、流域単位で市町が連携して組織する「森林管理推進センター」(県下5地区)を支援。
- 森林管理推進センターは、地域内市町、森林組合、林政アドバイザー等で構成し、森林環境譲与税を活用して森林所有者の意向調査、経営管理権集積計画の作成等を行い、地域の森林管理を推進。

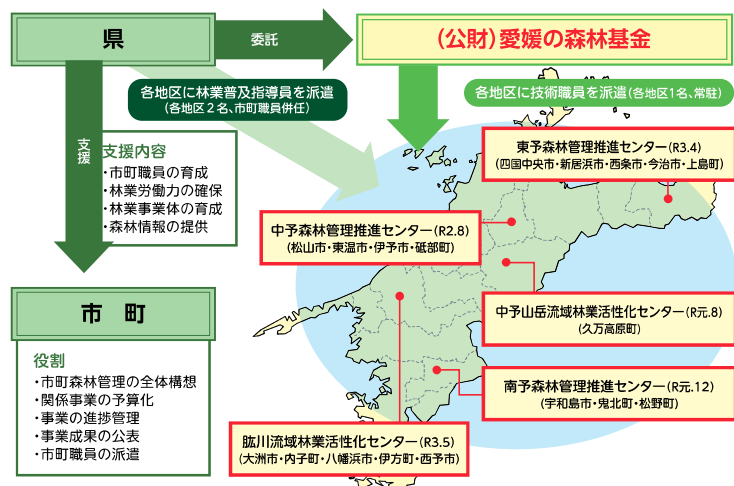
愛媛県森林管理支援センターについて

- 1 設置日 令和元年8月1日
- 2 設置場所 (公財)愛媛の森林基金
- 3 事業内容

愛媛県からの委託に基づき、森林所有者の経営意欲が低下し、手入れ不足となった条件不利地等の森林について、適正な経営管理が行われるよう、市町及び森林管理推進センターに対して、必要な技術指導等を行うことにより、森林の健全化と災害に強い森林づくりを支援する。

- (1)技術指導
 - ・市町連携推進、組織設立等の指導
 - ・意向調査等の推進指導
 - ・経営林と環境林の分類指導
 - ・環境林整備事業等の発注指導
- (2)職員派遣
 - ・5地区に各1名を常駐派遣
- (3)その他関係事業の推進指導
- 4 支援センター組織
 - ・専属技術職員……6名
 - ・事務職員……1名
 - ・財団事務局職員……6名

愛媛県の「新たな森林管理システム」に係る支援体制





主任技師による現地調査会



愛媛県地域林政アドバイザー研修

森林環境税および森林環境譲与税の仕組み

「森林環境税」は、令和6年度から、個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人年間1,000円を市町村が賦課徴収するものです。また、「森林環境譲与税」は、市町村による森林整備の財源として、令和元年度から、市町村と都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して譲与されています。

森林環境譲与税は、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」に基づき、市町村においては、間伐等の「森林の整備に関する施策」と人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林の整備の促進に関する施策」に充てることとされています。また、都道府県においては「森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用」に充てることとされています。

